

平成 29 年 11 月 27 日

「快適職場認定制度」の創設について

■これまでの「快適職場表彰制度」の概要

- ◆ 制度創設：平成 22 年度。平成 28 年度に 7 回目を実施。
- ◆ 表彰実績：延べ 113 作業所（約 16 件/年）（延べ応募数：1,023 件[約 150 件/年]）

■新たな「快適職場認定制度」について

平成 29 年 1 月以降、表彰制度のあり方について労働委員会傘下の建退共・労働環境専門部会にて議論。以下の考え方のもと、「快適職場認定制度」をまとめた。

◎趣旨◎

これまでの表彰実績等に基づき、快適職場の要件、基準等を整理し、優れた取組みと認められる作業所全てにステータスを与える「認定制度」という新たなステージへ移行。審査基準は、過去の受賞作業所の施策並びに国交省及び日建連の具体的な取組み方針・目標を取り入れて明確化。

例)

- ・『「快適トイレ」の標準仕様決定』（国土交通省：平成 28 年 8 月）
- ・『社会保険未加入対策の一層の強化に向けた具体的活動の実施について』（日建連：平成 28 年 10 月）
- ・『時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について』（日建連：平成 29 年 9 月）
など

■認定制度の概要

○審査項目

- ◆ 作業員の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善 [身体負担・労力軽減、等]
- ◆ 作業所（作業現場）における、作業員の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理 [トイレ、健康・衛生保持のための施設・設備、等]
- ◆ 働き方改革に資する取組み [社会保険や建退共への加入推進、長時間労働の是正、等]

○認定方法

- ◆ 審査項目：「認定必須項目」（冷暖房機器の作業現場への設置、トイレの整備、冷暖房設備付きの休憩室の設置、分煙対策の実施、社会保険加入推進への取組み）と「加点項目」に分類
- ◆ 認定種別：「快適職場」及び「快適職場（プラチナ）」の2種別とする。
- ◆ 認定条件：「認定必須項目の基準をすべて満たすこと」、かつ、「基準を満たした加点項目のポイント合計が一定（※）以上であること」
※全体ポイント数（40ポイント）の7割、プラチナ認定は8割

■今後のスケジュール（予定）

平成 29 年

11/27

日建連ホームページで、制度変更のお知らせ、規程・基準の公開

12 月中

申請案内と申請書類の公開、会員各社へメール案内

平成 30 年

2/1～2/28

受付期間

3/1～3/31

審査期間（認定審査会の開催）

4/1～4/30

認定証を発送

以上

問い合わせ先

(一社)日本建設業連合会（担当：井上）
Tel. 03-3553-0703（企画調整部）
東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館